入札公告（電子入札）

地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号。以下「政令」という。）第167 条の６の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和８年１０月１６日

茨城県知事　　大井川　和彦

１　担当部局

〒３１０－８５５５

茨城県水戸市笠原町９７８番６

茨城県農林水産部林業課

⑴契約担当　電話　０２９－３０１－４０４５　庶務グループ

⑵事業担当　電話　０２９－３０１－４０５６　林地保全グループ

ＦＡＸ　０２９－３０１－４０５９

２ 入札に付する事項

⑴ 調達をする役務の名称

令和８年度　第１３号 海岸防災林機能強化事業業務委託

（電子入札対象案件）

⑵ 履行箇所

北茨城市中郷町足洗　地内外

⑶ 調達をする役務の内容等

伐倒駆除　V=291.60㎥

⑷ 履行期限

契約日の翌日から令和９年２月２６日まで

３　入札参加資格

この委託業務の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

⑴ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。次号において「政令」という。）第１６７条の４第１項の規定に該当していない者であること。

⑵ 政令第１６７条の４第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

⑶ 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成８年茨城県告示第２５４号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

⑷ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生計画の認定決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）

⑸ 茨城県暴力団排除条例（平成２２年茨城県条例第３６号）第２条第１号から同条第３号に規定する者でないこと。

⑹ 茨城県物品調達等競争入札参加有資格者名簿に営業種目「役務の提供」で登録されている者で、茨城県に本店を有すること。

⑺ 林業及び森林整備に関する専門知識、技術を備えた次のいずれかの資格を有する者を対象業務の主任技術者として「専任」で配置できること。

①森林部門の技術士、②森林部門の技術士補、③林業普及指導員（林業専門技術員、林業改良指導員を含む）④林業作業士（基幹林業作業士、林業技能作業士を含む）⑤茨城県森林整備技士、⑥林業技士、⑦樹木医、⑧フォレストワーカー（林業作業士）、⑨フォレストリーダー（現場管理責任者）、⑩フォレストマネージャー（総括現場管理責任者）

また、配置予定技術者は下記のア～エの要件を全て満たすこと。

ア 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に３月以上の雇用関係がある者であること。

イ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所の専任技術者である者は認めない。

ウ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第７条第１号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者（経営業務の管理責任者等）は認めない。

エ 現在他工事に配置されている主任技術者にあっては、本契約時に配置でき、かつ本業務の着手日から専任で配置できること（本契約日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない）。

なお、本業務における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（３名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、全ての配置予定技術者について作成のうえ提出するものとし、落札者は、開札後から契約前までの間に１名を選択するものとする。

(8) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険」という。）の加入について、次のいずれかを満たす者であること。

ア 最新の経営事項審査（建設業法第２７条の２３第１項に定めるものをいう。）において、社会保険等の加入状況が「有」又は「適用除外」となっていること。この場合は、競争参加資格確認申請書を提出するときに、あわせて最新の経営事項審査に係る結果通知書を提出することが可能である者とする。

イ 上記アが「無」の場合及び経営事項審査を受けていない場合にあっては、競争参加資格確認の申請日までに、社会保険等に加入していること。この場合は、競争参加資格確認申請書を提出するときに、あわせて当該事実を証明する書類を提出することが可能である者とする。

ウ 経営事項審査を受けていない場合で、かつ社会保険等の加入が適用除外の場合は、競争参加資格確認申請書を提出するときに、あわせて適用除外であることを証明する書類を提出することが可能である者とする。

４　資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム　　URL：https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp

なお、**電子調達システムによりがたい者は、１の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。紙入札の承諾に関しては、１の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。**

５　入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 茨城県物品役務入札情報サービス

ア　期間

入札公告の日から令和８年１０月２７日（火）まで

イ　場所（URL）

http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter

6　入札説明書等に関する質問

質問受付期間

公告の日から令和８年１０月２６日(月)午後３時まで。なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア　日時

令和８年１０月２７日（火）午後２時まで

イ　方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。

7　入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に本書３に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、電子契約サービスの利用を希望する場合は、別紙様式メールアドレス確認書を併せて提出すること。

(1) 提出期限

令和８年１０月２７日（火）午後３時まで。なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、添付書類のファイル容量が３メガバイトを超える場合は、一般競争入札参加資格申請書のみをシステムにより提出し、残りを郵送又は持参により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出先

１の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア　電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ　入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和８年１０月２８日（水）午後５時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8　入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記６の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入のうえ封書にて、１の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に１１０分の１００を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額（整数）を記載すること。ただし、13(3)に記載する見積書の提出を求める場合、その見積もった契約金額（消費税等込み）を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができ

ない。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和８年１０月２９（木）午後５時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記１の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア　日時

令和８年１０月３０日（金）午後１時３０分から

イ　場所

茨城県庁舎行政棟　１８階　林業課会議室

9　入札保証金及び契約保証金等

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

(3) 最低制限価格

設定する。

(4) 調査基準価格

設定しない。

10　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）

(5) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(7) 電子証明書を不正に使用した入札

(8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札

(9) 紙入札において、記名を欠くとき

(10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

(11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき

(12) 紙入札において、同一の入札に２通以上の入札を行ったとき

(13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

(14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11　落札者の決定方法等

(1) 財務規則第146 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

(2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者については、(1)及び(2)によらず落札者としない。

(4) 入札結果は、入札後直ちに全ての入札参加者に対し電子調達システムにより通知する。郵便により入

札した者には、電話又ファクシミリにより連絡する。

(5) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12　入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、１の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13　再度入札等

(1) 再度入札は１回とする。

(2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14　契約書作成の要否

要

15　その他

(1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

(2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。